

国民スポーツ大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国民スポーツ大会(令和 5 年までは、国民体育大会)に参加し、その発展に貢献した者に対し、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。)が行う「国民スポーツ大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員(視察員として参加した者は除く)。

なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料[※]を添付しなければならない。

※競技別プログラム、選手団派遣名簿、新聞、参加申込システムエントリー情報など

4. 表彰者の決定

国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。

6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 7 年 6 月 3 日一部改定し、同日から施行する。